

寝屋川市駅西地区まちづくり勉強会 会則

(名称)

第1条 この会は、寝屋川市駅西地区（寝屋川市東大利町の一部）まちづくり勉強会（以下「勉強会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本勉強会は、都市計画道路対馬江大利線の整備を契機として、今後のまちの姿を考え、自ら安全・安心でにぎわいのある環境を創造することを目標に、地区住民が行政及び関係機関と協働して検討・意見交換を行い、本地区のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象区域)

第3条 まちづくりの対象とする区域は、別添図面のとおりとする。

(勉強会の会員)

第4条 勉強会は、別表に定める者によって構成する。

(活動内容)

第5条 勉強会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) まちづくりの方針についての検討。
- (2) その他、まちづくりを進めるために必要な事項。

(役員)

第6条 勉強会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、勉強会を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職を代理する。

(事務局)

第7条 勉強会の事務局はベル大利ふれあいステーションに置く。

(会則の改正)

第8条 この会則に変更の必要が生じた場合は、勉強会において検討のうえで改正すること

ができる。

附 則

この会則は、平成28年7月11日から施行する。